令和８年（フ）第１９９５号
福岡県大野城市瑞穂町２丁目６番９号　フルールドゥソレイユ瑞穂702号
債務者　宮崎　智子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００２号
福岡県筑紫野市原田６丁目１番地９　スペランツァ筑紫野201号
債務者　阪本亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００７号
福岡市南区大楠２丁目23番９―202号　ＬＡＮＤＩＣ　Ｏ2239
債務者　坂田　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００９号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目21番３―333号
債務者　池永　初子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４６号
福岡市東区筥松１丁目４番31―102号　フォレスト筥松Ａ棟
債務者　枝次　美恵
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７４号
福岡県春日市光町１丁目40番地１　宝満荘208号
債務者　米倉　和也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０８９号
福岡市南区横手３丁目31番26―202号　エルメゾンⅠ
債務者　井星　公男
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１０５号
福岡県福津市星ヶ丘16番23号　星ヶ丘団地82号
債務者　池田　雅奈
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１０６号
福岡市西区愛宕２丁目16番32―702号　パンルネックスディア室見Ⅱ
債務者　宮崎　晴子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１２１号
福岡県朝倉市一木846番地
債務者　平野　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１３１号
福岡市南区弥永２丁目19番２―102号　ファミール新飼弐番館
債務者　本川　龍次
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１３４号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目17番７号　エクセレント筑紫野103号
債務者　安部　秀矢
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１４０号
福岡市南区向新町１丁目９番18―305号　藤ビル
債務者　井浦　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１４１号
福岡市中央区黒門６番33―903号　ダイアパレスグランパーク大濠
債務者　安原　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１５２号
福岡県宗像市日の里８丁目４番地10
債務者　吉田　久美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１６０号
福岡市中央区高砂２丁目14番19―603号　アソシアグロッツォ薬院サウスシーン
債務者　岡本　妃奈
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１６２号
福岡県糸島市二丈深江四丁目８番15号
債務者　古田美和子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部